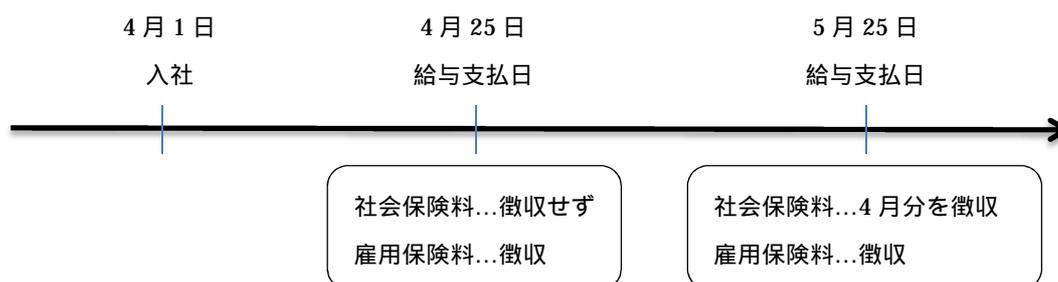


## 入社時の社会保険料計算（給与計算）と保険料納付

多くの企業では、社員が入社し、社会保険（健康保険・厚生年金保険・介護保険）の資格を取得した翌月の給与支払い時に社会保険料を徴収します。

たとえば4月分の社会保険料は5月に支払われる給与から控除します。雇用保険料は、当月支給の給与と通勤手当の合計額にかかります。雇用保険料は、当月分の給与から当月分の保険料を徴収しますので、注意が必要です。



保険料の納付は、年金事務所から送付される「納入告知書」(納付書)をもって金融機関の窓口で納付します。納付期限は翌月末日ですので、4月分の保険料は5月31日までに納付しなければなりません(口座振替も可能です)。

### 【徴収する社会保険料・労働保険料】

社会保険料	健康保険料 介護保険料 厚生年金保険料
労働保険料	雇用保険料 労災保険料は全額会社負担の為、社員にはかかりません。

健康保険など医療保険に加入している40歳以上65歳未満の従業員は介護保険の第2号被保険者となり、健康保険料の一部として保険料を負担します。

また、厚生年金保険料率は、平成29年まで毎年9月に改定があり、健康保険料・介護保険料・雇用保険料も春ごろ(3月、4月)に改定がある場合がありますので、「保険料の改定をし忘れて給与計算をしてしまった!」ということがないように注意が必要です。

## 扶養（健康保険）のメリット

社員が健康保険に加入する際に、要件に該当する妻(配偶者)・子・父母等(被扶養者)がいる場合には、扶養に入れることができます。

### (1) 被扶養者になれる収入条件

年間収入が130万円未満(60歳以上75歳未満の人や一定障害者の場合は180万円未満)であって、かつ、被保険者の年間収入の2分の1未満である場合は被扶養者となります。(同居の場合)

## (2) 扶養のメリット

被扶養者の健康保険料がかからない

会社員や公務員など第2号被保険者(夫など)に扶養される配偶者(20歳以上60歳未満)の場合、国民年金第3号被保険者になり、国民年金保険料がかからない本人(被保険者)同様、病気・けが・死亡・出産について保険給付が行われる

## (3) 被扶養者になれる人の範囲

被扶養者として認定されるのは、主として被保険者の収入によって生計を維持されている3親等以内の親族に限定されています(例:配偶者、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹など)

## 給与の社会保険料率(愛知県/一般の被保険者)

平成25年12月現在

	対象	個人負担	会社負担	合計
健康保険	健康保険の標準月額報酬 ×	49.85/1000	49.85/1000	99.70/1000
介護保険(1)	(上限:1,210千円)	7.75/1000	7.75/1000	15.5/1000
厚生年金保険	厚生年金の標準月額報酬 ×	85.6/1000	85.6/1000	171.20/1000
児童手当拠出金(2)	(上限:620千円)		1.50/1000	1.50/1000

(1)40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、介護保険を事業主(会社)と折半で負担していただいております。

### 【例1】 40歳到達者の介護保険料(1974年6月2日生まれの場合)

- ・2014年6月1日が40歳到達日で、介護保険第2号被保険者の資格を取得(届出は不要)。
- ・2014年6月分から介護保険料の徴収開始。翌月控除の場合、2014年7月与計算以降給与天引きする。

### 【例2】 65歳到達者の介護保険料(1949年4月1日生まれの場合)

- ・2014年3月31日が65歳到達日で、介護保険第2号被保険者の資格を喪失、同日だいい1号被保険者の資格を取得(届出は不要)。
- ・2014年3月分から住所地の市区町村に介護保険料を納付開始。翌月控除の場合、2014年4月与計算以降給与天引きをやめる。

( 2 ) 厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方(会社)は、児童手当拠出金を全額負担していただいております。

【例 3】 4月1日において満64歳である者の雇用保険料(1949年4月30日生まれの場合)

- ・2014年4月1日現在において満64歳以上、以後、給与等に係る雇用保険料は免除される。
- ・2014年4月与計算以降、雇用保険料の給与天引きをやめる。

【例 4】 70歳到達者の厚生年金保険料(1944年3月31日生まれの場合)

- ・2014年3月30日を資格喪失日として、厚生年金保険被保険者の資格を喪失。
- ・翌月控除の場合、2014年4月与計算以降給与天引きをやめる。

## 労働保険の保険料率

平成 25 年 12 月現在

		対象	個人負担	会社負担	合計
雇用保険(一般の事業)			5/1000	8.5/1000	13.5/1000
労 災 保 険	通信業、放送業、新聞業または出版業	給与(賞与)総支給額 ×	-	2.5/1000	2.5/1000
	卸売業・小売業、飲食店または宿泊業		-	3.5/1000	3.5/1000
	金融業、保険業または不動産業		-	2.5/1000	2.5/1000
	その他の各種事業		-	3/1000	3/1000

## 給与の源泉徴収税額表の使用区分

税額表	適用する給与	適用する欄
月額表	月ごとに支払うもの	甲欄...扶養控除等(異動)申告書を提出している場合
	半月ごと、10日ごとに支払うもの 月の整数倍の期間ごとに支払うもの	乙欄...その他の人の場合
日額表	毎日支払うもの	甲欄...扶養控除等(異動)申告書を提出している場合
	週ごとに支払うもの 日割りで支払うもの	乙欄...その他の人の場合

	日雇賃金		丙欄
--	------	--	----

< 税額表甲欄の扶養親族等の数 >

基本	
「扶養親族等の数」は、扶養控除等(異動)申告書に記載されている控除対象配偶者(または老人控除対象配偶者)と扶養親族(老人扶養親族または特定扶養親族を含む)の合計人数による	
次に該当するとき、その該当する控除ごとに「扶養親族等の数」に +1	
給与の支払いを受ける人が右に該当するとき	障害者(特別障害者を含む)、寡婦(特別の寡婦を含む)、寡夫、勤労学生
控除対象配偶者、扶養親族(年齢 16 歳未満を含む)が右に該当するとき	障害者(特別障害者を含む)
	同居特別障害者(注)

(注) つまり同居特別障害者の場合は、障害者の + 1 と同居特別障害者の + 1 を合計して + 2 とする。

## 賞与の社会保険料率 (愛知県 / 一般の被保険者)

平成 25 年 12 月現在

	対象	個人負担	会社負担	合計
健康保険	標準賞与 ×	49.85/1000	49.85/1000	99.70/1000
介護保険	(上限:年間 540 万円)	7.75/1000	7.75/1000	15.5/1000
厚生年金保険	標準賞与 ×	85.6/1000	85.6/1000	171.20/1000
児童手当拠出金	(上限:1 回あたり 150 万円)		1.50/1000	1.50/1000

賞与の雇用保険料は、毎月の給与の計算方法と同じ方法で算出します。

## 賞与の源泉徴収税額表の使用区分

賞与も源泉所得税の対象となりますが、毎月の給与の源泉所得税とは計算が異なり、特別な場合を除いて「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を用います。

税額表	適用する給与	適用する欄
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 前月中に普通給与の支払いがない場合、または 賞与の額が前月中の普通給与の額の 10 倍を超える場	甲欄...扶養控除等(異動)申告書を提出している場合 乙欄...その他の人の場合

合は、「月額表」を使用します。

## 月額変更（月変）

固定的賃金の変動または賃金体系の変更  
変動月以降継続した3ヶ月間の支払基礎日数がいずれの月も17日以上  
3ヶ月に受けた報酬の平均額が従前の標準報酬と比べて2等級以上の差



月変該当

臨時改定（月変）の例

### 【設例1】

4月に、40,000円の昇給があり、4月・5月・6月の各月とも報酬の支払基礎日数が17日以上ある場合（従前の標準報酬月額...健康保険：280,000円、厚生年金保険：280,000円）

	4月	5月	6月	
支払基礎日数	30日	31日	30日	17日以上ある
基本給	300,000	300,000	300,000	
残業手当	16,000	0	7,000	
通勤手当	15,000	15,000	15,000	
	331,000	315,000	322,000	4月～6月の合計 968,000円
単純平均	= 968,000 ÷ 3 = 322,666			
	標準報酬月額...健康保険：320,000円、厚生年金保険：320,000円			

従前の標準月額報酬がそれぞれ280,000円で、月変判定の結果、2等級上がった320,000円となったため、7月月変に該当します。

翌月控除であれば、8月給与計算で控除される7月分社会保険料以降、新しい標準報酬月額が適用になります。

### 【設例2】

4月に、60,000円の昇給があり、4月・5月・6月の各月とも報酬の支払基礎日数が17日以上ある場合（従前の標準報酬月額...健康保険：650,000円、厚生年金保険：620,000円）

	<u>4月</u>	<u>5月</u>	<u>6月</u>	
支払基礎日数	30日	31日	30日	17日以上ある
基本給	702,000	702,000	702,000	
通勤手当	15,000	15,000	15,000	
	720,000	720,000	720,000	4月～6月の合計 2,160,000円
単純平均	= 2,160,000 ÷ 3 = 720,000			

標準報酬月額...健康保険：710,000円、厚生年金保険：620,000円（上限）

月変判定の結果、健康保険は2等級上がったため、7月月変に該当します。厚生年金保険は従前も月変判定後も上限の620,000円なので、月変に該当しませんが、協会けんぽに加入する事業所の場合、健康保険と厚生年金保険について、7月に月額変更届を提出することになります。

ただし、この設例で健康保険組合に加入の事業所の場合は、健康保険組合には7月に月額変更届を提出し、年金事務所には算定基礎届を提出する、というように提出する届が異なることとなりますので注意しましょう。

## 算定基礎届

社会保険料を決定するためのもととなる「標準月額報酬」は原則として年1階改定されま  
す。これを「定時決定」といい、給与支払総額や標準報酬月額等を記載した「算定基礎届」  
を7月10日までに年金事務所等へ提出することになっています。

### 【算定の対象者】

原則として、7月1日現在被保険者である人について算定基礎届を提出する必要があります。  
ただし、次の人については算定の対象外となります。

その年の6月1日以降に被保険者の資格を取得した人

4月に固定的賃金の変動があり、7月月変に該当する人

5月、6月に固定的賃金の変動があり、8月月変、9月月変に該当する予定の人

実際に支払いを受けた報酬を算定したところ、月変に該当しないことが判明した場合は、そのと  
きに算定基礎届を提出します。

## 給与の計算期間の途中で海外へ出向した人の給与

### 【設例】2年間の予定で海外の関連会社へ出向

出国日：3月20日。3月21日～31日分の給与は国外勤務に対応

給与支給日：3月25日

## 給与の計算期間：当月 1 日～末日

3 月分給与…全額について、国内源泉所得に該当しないものとして取り扱うことができる。したがって源泉所得税は 0 円。

3 月 20 日に出国し、3 月 21 日～31 日は有給休暇を消化、4 月 1 日から海外出向先に勤務するようなケースは、3 月分給与はその全額が国内源泉所得にあたりますので、20%の税率で源泉所得税が課されます。

## 賞与の計算期間の途中で海外へ出向した人の賞与

### 【設例】2 年間の予定で海外の関連会社へ出向

出国日：1 月 31 日

賞与支給日：6 月 10 日

賞与支給額：872,500 円

賞与の計算期間：前年 10 月 1 日～3 月 31 日

国内源泉所得となる賞与 = 872,500 円 × 123 日 (10/1～1/31) ÷ 182 日 (10/1～3/31)  
= 589,656 円

源泉所得税 = 589,656 円 × 20% = 117,931 円

## 退職社員の月次給与にかかる処理

### 【社会保険】

退職社員にかかる給与計算においては、退職日が月の末日の場合とそれ以外とで注意が必要です。毎月の社会保険料は資格喪失日を含む月の前月分まで負担することになりますので、例えば、6 月 30 日で退職する人は、7 月 1 日が資格喪失日となり、6 月分の社会保険料が発生します。

一方、6 月 29 日で退職する人は、6 月 30 日が資格喪失日となり、5 月分までしか保険料が発生しません。なお、4 月 1 日に入社し、同じ月の 15 日に退職したような場合については、例外として 4 月分の保険料が発生します。

### 【雇用保険】

退職日が資格喪失日となります。

## 退職金の税金

【退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）の提出がある場合】

[ 設例 ] 退職金 150 万円、勤続年数 7 年 6 ヶ月の場合

勤続年数 = 7 年 6 ヶ月      8 年（1 年未満切上）      退職所得控除額 = 3,200 千円

$$1,500,000 - 3,200,000 = -1,700,000 < 0$$

課税所得がないため所得税・住民税ともに 0 円

[ 設例 ] 退職金 2,200 万円、勤続年数 35 年の場合

勤続年数 = 35 年      退職所得控除額 = 18,500 千円

$$\text{所得税} : (22,000,000 - 18,500,000) \times 1/2 = 1,750,000$$

$$1,750,000 \times \text{税率 } 5\% = 87,500 \text{ 円}$$

$$\text{住民税} : (22,000,000 - 18,500,000) \times 1/2 = 1,750,000$$

$$\text{市町村民税 } 1,750,000 \times 6\% \times 0.9 = 94,500 \text{ 円}$$

$$\text{道府県民税 } 1,750,000 \times 4\% \times 0.9 = 63,000 \text{ 円}$$

【退職所得の受給に関する申告書（退職所得申告書）の提出がない場合】

[ 設例 ] 退職金 100 万円

$$\text{所得税} : 1,000,000 \times 20\% = 200,000 \text{ 円}$$

住民税：退職所得申告書の提出がある場合と同様です。